

(仮訳)

共同プレスリリース

2024年6月7日

ウナギ類の国際的資源保護・管理に係る第17回非公式協議(以下、「非公式協議」という。)に際し、

中華人民共和国漁業管理・科学調査部、日本国水産庁、大韓民国海洋水産部及びチャイニーズ・タイペイ漁業署(以下、「当事者」という。)は、

中華人民共和国、日本国、大韓民国及びチャイニーズ・タイペイはいずれもアジア太平洋経済協力(APEC)のエコノミーであることを想起し、

第7回協議において発出された2014年の共同声明が、東アジア地域での更なる協力に向けた足がかりとなっていることを認識し、

ウナギ種苗の養殖池への池入れ制限及び持続可能な養鰻同盟(ASEA)の設立の提案を含む、ウナギ類の持続可能な利用に向けた2014年以降の全ての取組を想起し、

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)第19回締約国会議(COP19)の決定19.218から19.221に留意し、

CITES第32回動物委員会(AC32)及び第77回常設委員会(SC77)のウナギ類に関する関連文書(AC32 Sum.2及びSC77 Summary record)に留意し、

CITES第33回動物委員会(AC33)、第78回常設委員会(SC78)及び第20回締約国会議(COP20)へ向けて協力することの重要性について見解を共有し、

当事者はAPEC海洋・漁業作業部会(OFWG)の枠組みの下で協力する意図を有することに留意し、

以下の共通の見解について、再確認した。

(1)当事者は、ニホンウナギその他の関連するウナギ類の資源の保存管理のための措置に関し、以下の点について協力を行ってきた。

—2023-2024年漁期のシラスウナギの池入れ、養殖生産及び貿易の統計をレビューし、いずれの当事者もニホンウナギの養殖池への池入れ量は、2014年の共同声明で設定し

た上限以下であったことに留意した。

－ウナギ類に関する域内外の状況を情報共有した。

－ニホンウナギに関する調査活動の連携及び強化のための科学的活動及び共同研究に関する作業計画を含む「ニホンウナギを含むウナギ類に関する第3回科学者会合（2024年6月3日～4日、以下「第3回科学者会合」という。）の結果報告書を評価し、承認した。また、科学者会合の付託事項の採択及び科学者会合の下に設置されているニホンウナギの科学的活動及び共同研究の2つのタスクチームの付託事項の改正をした。

－各当事者が2014年の共同声明以降にとってきた保存管理のための措置に関し、以下のとおり情報を共有した。

中国：

中国は、全ての地方自治体に対して、シラスウナギの輸出管理の強化、法令の執行及び監視の強化、業界内規律の強化、シラスウナギの密輸の厳重な取締りの更なる実施や、シラスウナギの国際取引のプロセスや管理システムの最適化を求めている。長江の河口及び流域は、中国のシラスウナギの最も重要な生産地である。長江のシラスウナギ及びその他の漁業資源を保護するため、2021年1月1日より、長江の漁業禁止管理区域内の水域のシラスウナギの特別漁業免許の発給を終了した。また、長江へのシラスウナギの遡上を確保するため、長江河口域に特別採捕禁止区域を設定した。同時に、浙江省では稚ウナギ漁業の規模を前年の水準を超えないように管理されていること等、漁業水域において、稚ウナギ漁業の規模を制限する政策がとられている。このほか、上海市では、2023-2024年漁期のシラスウナギの特別漁業免許の数は2022-2023年漁期の実績を超えないことが規定されている。また、中国の沿岸域ではほとんど全ての沿岸漁業において5月1日から4か月の夏季の禁漁期間に入る。さらに、中国はニホウナギの資源増進及び放流を実施している。これらの措置は、親ウナギ及び天然のシラスウナギの資源量の回復に貢献し、ウナギ産業の持続可能な発展を促進する。

日本：

シラスウナギの採捕は、都府県による許可発給の対象であり、漁期も限定的である。特定の漁具を用いたウナギ成魚の漁獲には、都府県による許可発給が必要である。漁具制限、捕獲の個別上限の設定、禁漁期といった様々な追加措置が、各都府県特有の状況を考慮し、シラスウナギとウナギ成魚の両方の採捕に導入されている。2015年6月に、内水面漁業の振興に関する法律の下、ウナギ養殖に許可制が導入された。この法律の下、種苗の池入れ量が制限され、個々の養殖業者毎に配分される。2020年4月、国内における種苗の池入れ量が上限に近づいたため、水産庁は各都府県に対し、シラスウナギの採捕を停止するよう指導を行った。2006年以降、河川が本来有する生息・育成・繁殖環境の保全と再生を意味し、河川管理の基本的な考え方となっている「多自然川づくり」の考え方にに基づき、良好な河川環境の創出及び保存を目的とした継続的な取組が行われている。

全国内水面漁場管理委員会連合会及び全国内水面漁業協同組合連合会が、全都道府県において準備ができ次第速やかに産卵に向かう下りウナギの保存管理措置を導入するとの決議を2018年に採択したことを踏まえ、下りウナギの採捕禁止措置を導入済みの都道府県数が増加している。2019年、水産庁はニホンウナギ資源評価の将来的な実現に向け、資源動向分析や産卵場への回遊経路解明等の研究プロジェクトを開始するとともに、シラスウナギの採捕から養殖池への池入れまでのニホンウナギのトレーサビリティを改善するためのプロジェクトを開始した。2020年12月の漁業法改正に伴い、日本国政府は、密漁を防止すべく、罰則を大幅に強化し、違反者に多大な不利益を与えることにした。2023年12月以降、漁業許可なしでシラスウナギを漁獲した際の罰則は3年以下の懲役または3000万円以下の罰金となる。2020年12月に、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、取扱事業者間における情報の伝達や取引記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずる水産流通適正化法を制定した。国内で採捕されたシラスウナギの流通はこの法律に基づく義務の対象とし、2025年12月から適用される。日本は、国際的な協力の下でウナギ類の持続的利用を促進するため、シラスウナギの輸出承認に関する規則を運用している。本規則のもと、輸出承認を行う前に、水産庁は、日本が参加する全ての国際協定及び取決めを順守していることを含め、ウナギ類の保全及び管理の点からシラスウナギの輸出の適否を確認することとしている。

大韓民国：

2017年1月、ウナギ資源の管理のため、期間禁漁及び漁獲物の大きさの制限が政府により導入され、同年7月に施行された。ウナギ漁業は10月1日から翌年の3月31日まで禁止される。また、体長15cm～45cmのウナギの採捕が通年で禁止される。韓国はまた、ウナギ養殖業に関する行政システムを、「報告制」から「許可制」に変更した。本変更の法的背景となる関係法令は、2019年8月27日に制定され、2020年8月28日に施行された。

2018年、ウナギにとって好適な生息環境を提供するため、自然遡上を阻害又は遮断する河口や海岸域の人工岸壁等の人工構造物の一部において魚道を整備した。それ以来、それらの魚道は有効に使用されている。韓国は、中長期的に、追加で魚道を整備する計画である。韓国は、2023年も、当該調査や取組を継続するとともに、引き続き可能なウナギ資源の保存管理のオプションを追究していく予定である。また、ニホンウナギ資源を保全及び保護すべく、中長期計画には、全国規模のウナギ資源評価を実施するために関連制度の改善及び専門の調査機関の指定も含まれている。

チャイニーズ・タイペイ：

シラスウナギ漁業に関しては、伝統的な漁期は10月～4月であるが、毎年の回遊パターン及び/又は科学的な目的に基づいて修正されることを条件として、シラスウナギの漁期制限に関する2013年の規則に基づき11月～2月の間のみ許可される。また、シラスウナギ漁船に対する許可制度も導入されている。

ウナギの生息地を保護するため、稚ウナギとウナギ成魚の採捕は地方自治体によって管理されており、41の河川においてウナギの漁獲が禁止されている。例えば、伝統的なシラスウナギの主要採捕地域である宜蘭県（ぎらんけん）では、ウナギ類の保全のため河川全域でクロコとウナギ成魚の採捕を禁止している。

輸出管理については、国際取引法及びそれに準ずる規則に基づき11月～3月の間のシラスウナギの輸出は禁止されている。

ウナギ養殖活動の管理に関しては、2014年11月以来、ウナギ養殖の池入れ管理に関する規制が公布され、ウナギ養殖活動の保存管理を強化するため、必要に応じて改正されている。これらの規制に従い、漁業署は必要条件をレビューし、シラスウナギの池入れ量を毎年発表するほか、各養殖業者は許可制度と個別の池入れ制限による監督と管理を受ける。ニホンウナギとその他の関連するウナギ類のシラスウナギ池入れ量上限はいずれも10トンと規定されている。

資源増殖のため、押収されたニホンウナギの稚魚を川に放流しており、その一部は科学調査に用いられている。

(2) 当事者は、次の取組のために最大限努力する責務を再確認した。

- －ニホンウナギ及びその他関連するウナギ類の保存管理措置をさらに強化し、また、本件につき、より緊密に協力して取り組むこと
- －科学者会合及び科学者会合の下に設置されているニホンウナギの科学的活動及び共同研究の2つのタスクチームの付託事項に沿って、ニホンウナギの共同研究における協力を促進すること
- －ウナギ類の保存管理措置に関する科学的な助言を提供するとともに、科学的知見や経験を共有するための第4回科学者会合を2025年春頃に開催すること
- －状況に応じ、ニホンウナギの重要生息域の保全の強化及び/又は天然のニホンウナギの採捕・利用の削減を採用すること
- －天然水域から採捕し養殖池に入れるニホンウナギのシラスウナギ及び稚ウナギの池入れ量を、2024-2025年及び2025-2026年池入れシーズンは2013-2014年池入れシーズンの80%までに制限すること
- －その他関連するウナギ類の種苗の池入れ量を、2014年の共同声明の水準から増やさないようにするための可能なあらゆる措置をとること
- －科学者会合による科学的助言を可能な限り考慮した上で、次回の非公式協議において議論し採択するため、閉会期間中に補足的な措置の検討を継続すること
- －CITES-COP19、第32回動物委員会及び第77回常設委員会の結果を踏まえ、個別に又は共同して、域内外取引におけるトレーサビリティと透明性の改善に継続して努めること
- －他の国際的な機関と緊密に協力すること
- －地域又は小地域漁業管理機関又は枠組など法的拘束力のある体制の設立について検討すること
- －CITES-AC33、SC78及びCOP20に向けてさらに協力すること

－上記措置に沿って行われる民間団体の自主的な取組を奨励すること

添付：

－シラスウナギ、稚ウナギ及びウナギ成魚の漁獲、池入れ及び貿易の各ステージにおける統計

－ウナギの保存管理措置総括表

中国(仮訳)

様式1:ニホンウナギの漁獲量(天然水域から採捕したものに限る。)

項目	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24
シラスウナギの漁獲量	キログラム	28,000	19,500	55,000	20,500	21,000	26,500	16,000	14,500	50,000	38,000	29,500	40,450	24,300
稚ウナギ(クロコ)の漁獲量	キログラム											-	-	
ウナギ成魚の漁獲量	キログラムまたはトン											-	-	

【記入上の留意事項】:

- ①シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚別の漁獲量を記入すること。
 - ②シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)の単位はキログラム、ウナギ成魚の単位はトンとする。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④シラスウナギ及び稚ウナギに関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギの漁獲量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。ウナギ成魚のデータの対象期間は西暦とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

様式2:ニホンウナギの漁獲努力量

項目	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24
シラスウナギに対する漁獲努力量	許可数											-		
稚ウナギ(クロコ)に対する漁獲努力量	許可数											-	-	
ウナギ成魚に対する漁獲努力量	許可数											-	-	

【記入上の留意事項】:

- ①シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚別の漁獲努力量を記入すること。
 - ②漁獲努力量の単位の例としては、許可数、漁業者数又は漁船隻数がある。各国・地域の法制度に基づき、適正な単位を選択して記入すること。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④シラスウナギ及び稚ウナギに関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギの漁獲努力量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。ウナギ成魚データの対象期間は西暦とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

様式3:ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の養殖池への池入れ量

種	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24
ニホンウナギ	キログラム	8,000.0	7,000.0	45,000.0	9,300.0	8,200.0	16,500.0	3,500.0	3,000.0	36,000.0	33,000.0	18,000.0	20,000.0	9,000.0
国産種苗	キログラム				9,300.0	8,200.0	16,500.0	3,500.0	3,000.0	36,000.0	33,000.0	18,000.0	20,000.0	9,000.0
輸入種苗	キログラム											-	-	-
ニホンウナギ以外の種のウナギ	キログラム	14,500.0	20,000.0	32,000.0	35,500.0	39,500.0	36,000.0	33,000.0	33,500.0	35,000.0	29,000.0	28,000.0	34,000.0	30,000.0
bicolor	キログラム	5,500.0	7,000.0	13,500.0	3,500.0	8,000.0	3,000.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3,000.0	0.0
anguilla	キログラム	0.0	0.0	0.0	0.0	4,500.0	5,000.0	4,000.0	2,500.0	2,000.0	0.0	0.0	0.0	0.0
rostrata	キログラム	9,000.0	13,000.0	18,500.0	32,000.0	27,000.0	28,000.0	29,000.0	31,000.0	33,000.0	29,000.0	28,000.0	31,000.0	30,000.0
marmorata	キログラム											-	-	-
mossambica	キログラム											-	-	-
合計	キログラム	22,500.0	27,000.0	77,000.0	44,800.0	47,700.0	52,500.0	36,500.0	36,500.0	71,000.0	62,000.0	46,000.0	54,000.0	39,000.0

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の池入れ量を記入すること。
 - ②ニホンウナギについては、国産種苗及び輸入種苗別にウナギ種苗の池入れ量を記入すること。
 - ③ただし、「ウナギ種苗の池入れ量」は、各国・地域内の他の養殖池からのウナギ種苗の移転は含まない。
 - ④ウナギ種苗の単位はキログラムとする。
 - ⑤該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ⑥ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ池入れ量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

様式4:ウナギの養殖生産量

種	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2022-23	2023-24
ニホンウナギ	トン	8,000.0	12,000.0	11,000.0	14,000.0	16,000.0	16,000.0	18,000.0	14,000.0	14,000.0	28,000.0	-	-	-
ニホンウナギ以外の種のウナギ	トン	32000.0	30000.0	35000.0	42000.0	50000.0	52000.0	57000.0	65000.0	68000.0	64000.0	-	-	-
bicolor	トン	1,000.0	2,000.0	2,000.0	3,000.0	1,000.0	1,000.0					-	-	-
anguilla	トン	22,000.0	15,000.0	16,000.0	15,000.0	13,000.0	12,000.0	12,000.0	8,000.0	5,000.0	3,000.0	-	-	-
rostrata	トン	9,000.0	13,000.0	17,000.0	24,000.0	36,000.0	39,000.0	45,000.0	57,000.0	63,000.0	61,000.0	-	-	-
marmorata	トン											-	-	-
mossambica	トン											-	-	-
合計	トン	40,000.0	42,000.0	46,000.0	56,000.0	66,000.0	68,000.0	75,000.0	79,000.0	82,000.0	92,000.0	120,000.0	145,800.0	-

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の養殖生産量を記入すること。
 - ②養殖生産量の単位は、可能な限り重量とする(トン)。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④ウナギの養殖生産量データの対象期間は西暦とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

様式5:養殖に関するその他のデータ

項目	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2023-24
ニホンウナギ養殖産業の規模	経営体数	465	558	687	696	772	797	830	868	918	925	1,004	1,100	1,280

【記入上の留意事項】:

- ①養殖産業の規模の単位の例としては、経営体数又は養殖池の面積がある。
 - ②該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

様式6: ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入

種	タイプ・大きさ	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24
ニホンウナギ	シラスウナギ	キログラム											-	-	-
	稚ウナギ(クロコ)	キログラム											-	-	-
合計		キログラム											-	-	-
ニホンウナギ以外の種のウナギ	シラスウナギ	キログラム	14,500.0	20,000.0	32,000.0	35,500.0	39,500.0	36,000.0	33,000.0	33,500.0	35,000.0	29,000.0	28,000.0	34,000.0	30,000.0
	稚ウナギ(クロコ)	キログラム											-	-	-
合計		キログラム	14,500.0	20,000.0	32,000.0	35,500.0	39,500.0	36,000.0	33,000.0	33,500.0	35,000.0	29,000.0	28000.0	34000.0	30,000.0

【記入上の留意事項】:

①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入量を記入すること。

②ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ輸入)はシラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズン(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)とする。

③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。

④ウナギ種苗の単位はキログラムとする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

様式7: ウナギ及びウナギ製品の輸入

種	タイプ・大きさ	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2023-24
ニホンウナギ	生きたうなぎ	キログラム またはトン													
	蒲焼き	キログラム またはトン													
ニホンウナギ以外の種のウナギ		キログラム またはトン													
		キログラム またはトン													
合計		キログラム またはトン													

【記入上の留意事項】:

①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の輸入量を記入すること。

②ウナギ製品の輸入のタイプ・大きさの例としては、生きたうなぎ、冷凍、冷蔵又は蒲焼きがある。

③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。

④ウナギ製品の単位は可能な限り重量(キログラム又はトン)とする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

様式8: ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出

種	タイプ・サイズ	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24
ニホンウナギ	シラスウナギ	キログラム	19,000.0	14,000.0	9,500.0	10,000.0	11,200.0	12,800.0	10,000.0	11,500.0	8,000.0	5,000.0	12,000.0	13,300.0	15,000.0
	稚ウナギ(クロコ)	キログラム											-	-	-
合計		キログラム	19,000.0	14,000.0	9,500.0	10,000.0	11,200.0	12,800.0	10,000.0	11,500.0	8,000.0	5,000.0	12,000.0	13,300.0	15,000.0
ニホンウナギ以外の種のウナギ種	シラスウナギ	キログラム													
	稚ウナギ(クロコ)	キログラム													
合計		キログラム													

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出量を記入すること。
 - ②ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ輸出)はシラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズン(「20XX-XX+1」は、20XX年12月1日から20XX+1年11月30日を意味する)とする。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④単位はキログラムとする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

様式9: ウナギ及びウナギ製品の輸出

種	タイプ・大きさ	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2023-24
ニホンウナギ	生きたうなぎ	キログラム またはトン													
	蒲焼き	キログラム またはトン													
ニホンウナギ以外の種のウナギ		キログラム またはトン													
		キログラム またはトン													
合計		トン	36,398.0	33,917.0	35,001.0	40,295.0	41,426.0	42,357.0		46,732.0	52,432.0	69,917.0	64,200.0	66,660.0	-
ニホンウナギ/ニホンウナギ以外の種のウナギ(種ごとのデータはなし)	生きたうなぎ	トン	3,846.0	5,295.0	5,818.0	5,562.0	6,219.0	6,781.0		7,508.0	9,630.0	10,107.0	14,100.0	17,159.0	-
	蒲焼き	トン	32,552.0	28,622.0	29,183.0	34,733.0	35,207.0	35,576.0		39,224.0	42,802.0	59,810.0	50,100.0	49,501.0	-

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の輸出量を記入すること。
 - ②ウナギ製品の輸出のタイプ・大きさの例としては、生きたうなぎ、冷凍、冷蔵又は蒲焼きがある。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④ウナギ製品の単位は可能な限り重量(キログラム又はトン)とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

様式10. 自国・地域におけるニホンウナギのシラスウナギ・稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚の平均的な重量及び体長

	単位	漁獲時	池入れ時	輸入時	輸出時
シラスウナギ	重量(g)				
	体長(cm)				
稚ウナギ(クロコ)	重量(g)				
	体長(cm)				
ウナギ成魚	重量(g)				
	体長(cm)				

【記入上の留意事項】:

①シラスウナギ、ウナギ稚魚及びウナギ成魚別の重量及び全長を入力すること。

②データは平均値や一定範囲の値(例:〇〇~〇〇)を入力することができる。平均値を入力できる場合は、①の平均重量及び体長の数値が、生物学的な基準又は行政上の基準又は業界団体等からの聞き取り等による数字であることをメンバーからのコメントに明記すること。

③ 該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力する。

④「体長」とは吻端から尾骨の後縁までの長さをいう。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

●データの出典・収集又は算出方法(※様式1から様式10に記入したデータの出典等について記入。)

1. シラスウナギの漁獲量	毎漁期(10月から翌年5月)のシラスウナギの池入れ量に輸出量を足して算出された地方養鰻団体による見積もり。
2. 稚ウナギ(クロコ)の漁獲量	-
3. ウナギ成魚の漁獲量	中国ではウナギ成魚の漁獲がない。
4. シラスウナギに対する漁獲努力量	
5. 稚ウナギ(クロコ)に対する漁獲努力量	-
6. ウナギ成魚に対する漁獲努力量	中国ではウナギ成魚の漁獲がない。
7. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の養殖池への池入れ量	主なウナギ生産地方の地方養鰻団体による見積もり。
8. ウナギの養殖生産量	主なウナギ生産地方の地方養鰻団体による見積もり。
9. ニホンウナギ養殖産業の規模	主なウナギ生産地方の地方養鰻団体による見積もり。
10. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入	税関、漁業統計及び関連業界団体からの見積もり。
11. ウナギ及びウナギ製品の輸入	税関、漁業統計及び関連業界団体からの見積もり。
12. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出	税関、漁業統計及び関連業界団体からの見積もり。

13. ウナギ及びウナギ製品の輸出	税関、漁業統計及び関連業界団体からの見積もり。
14. ニホンウナギの平均的な重量及び体長	

日本(仮訳)

様式1:ニホンウナギの漁獲量(天然水域から採捕したものに限る。)

項目	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24(*1)
シラスウナギの漁獲量	トン(～2014-15)、キログラム(2015-16～)	9.0	5.2	17.4	15.3	13,625.2	15,442.4	8,967.5	3,670.1	17,112.4	11,333.9	10,344.7	5,660.2	5,628.6
稚ウナギ(クロコ)の漁獲量(*2)	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウナギ成魚の漁獲量(*3)	トン	165.0	135.0	112.0	70.0	71.0	71.0	69.0	66.0	66.0	63.0	59.0	-	-

【記入上の留意事項】:

- ①シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚別の漁獲量を記入すること。
 - ②シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)の単位はキログラム、ウナギ成魚の単位はトンとする。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④シラスウナギ及び稚ウナギに関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギの漁獲量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。ウナギ成魚のデータの対象期間は西暦とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
- *1 2023-2024年漁期のシラスウナギの漁獲量のデータは、11月1日から翌年3月31日までの値。
- *2 稚ウナギ(クロコ)の漁獲量のデータに関する統計情報はない。
- *3 ウナギ成魚の漁獲量のデータは、2021-22年が最新値。

様式2:ニホンウナギの漁獲努力量

項目	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24
シラスウナギに対する漁獲努力量(*4)	許可数	6,669	6,781	6,617	4,698	4,398	4,790	5,874	5,898	5,762	5,723	4,467	4382	-
稚ウナギ(クロコ)に対する漁獲努力量(*5)	許可数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウナギ成魚に対する漁獲努力量(*6)	許可数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【記入上の留意事項】:

- ①シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚別の漁獲努力量を記入すること。
 - ②漁獲努力量の単位の例としては、許可数、漁業者数又は漁船隻数がある。各国・地域の法制度に基づき、適正な単位を選択して記入すること。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④シラスウナギ及び稚ウナギに関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギの漁獲努力量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。ウナギ成魚データの対象期間は西暦とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
- *4 シラスウナギに対する漁獲努力量のデータは、2022-23年が最新値。
- *5 稚ウナギ(クロコ)に対する漁獲努力量のデータに関する統計情報はない。
- *6 ウナギ成魚に対する漁獲努力量に関する統計情報はない。

様式3:ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の養殖池への池入れ量

種	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24(*8)
ニホンウナギ	トン(2014-15), キログラム(2015-16)	15.9	12.6	27.1	18.3	19,716.2	19,590.4	14,178.5	15,175.1	20,131.4	18,285.9	16,187.7	16,204.2	13,623.6
国産種苗	トン(2014-15), キログラム(2015-16)	9.0	5.2	17.4	15.3	13,625.2	15,442.4	8,967.5	3,670.1	17,112.4	11,333.9	10,344.7	5,660.2	5,628.6
輸入種苗	トン(2014-15), キログラム(2015-16)	6.9	7.4	9.7	3.0	6,091.0	4,148.0	5,211.0	11,505.0	3,019.0	6,952.0	5,843.0	10,544.0	7,995.0
ニホンウナギ以外の種のウナギ(*7)														18.0
bicolor														18.0
anguilla	トン(2014-15), キログラム(2015-16)	0.4	1.3	3.5	0.0	175.4	94.8	34.9	51.6	58.5	59.9	74.6	55.5	0.0
rostrata														0.0
marmorata														0.0
mossambica														0.0
合計	トン(2014-15), キログラム(2015-16)	16.3	13.9	30.6	18.3	19,891.6	19,685.2	14,213.4	15,226.7	20,189.9	18,345.8	16,262.3	16,259.7	13,641.6

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の池入れ量を記入すること。
 - ②ニホンウナギについては、国産種苗及び輸入種苗別にウナギ種苗の池入れ量を記入すること。
 - ③ただし、「ウナギ種苗の池入れ量」は、各国・地域内の他の養殖池からのウナギ種苗の移転は含まない。
 - ④ウナギ種苗の単位はキログラムとする。
 - ⑤該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ⑥ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ池入れ量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
 *7 ニホンウナギ以外の種のウナギの池入れ量は種の区別なく合算値で集計してきたが、2022-23以降からは種別の池入れ量が把握可能。(修正をお願いします。)
 *8 2023-24年の池入れ量のデータは、11月1日から翌年3月31日までの値。

様式4:ウナギの養殖生産量(*8,9)

種	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
ニホンウナギ	トン													
ニホンウナギ以外の種のウナギ	トン													
bicolor	トン	17,377	14,204	17,627	20,119	18,907	20,979	15,111	17,071	16,806	20,673	19,155	-	-
anguilla	トン													
rostrata	トン													
marmorata	トン													
mossambica	トン													
合計	トン	17,377	14,204	17,627	20,119	18,907	20,979	15,111	17,071	16,806	20,673	19,155	-	-

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の養殖生産量を記入すること。
 - ②養殖生産量の単位は、可能な限り重量とする(トン)。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④ウナギの養殖生産量データの対象期間は西暦とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
 *9 ウナギの種別に分けて統計調査を行っていないため、養殖ウナギとしての合算値。
 *10 ウナギの養殖生産量のデータは、2022年が最新値。

様式5:養殖に関するその他のデータ

項目	単位	2012(*10)	2013	2014(*10)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
ニホンウナギ養殖産業の規模	経営体数	-	384	-	439	441	463	460	456	442	436	433	431	425

【記入上の留意事項】:

- ①養殖産業の規模の単位の例としては、経営体数又は養殖池の面積がある。
- ②該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*11 2012年及び2014年のデータに関する統計情報はない。(2013年のデータについては、5年毎に農林水産省が公表している「漁業センサス」から引用。2015年以降のデータについては、2015年に施行された内水面漁業の振興に関する法律に基づき農林水産大臣の許可を受けたニホンウナギ養殖業者の数。)

様式6: ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入(*11)

種	タイプ・大きさ	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23(*12)	2023-24(*13)
ニホンウナギ	シラスウナギ	トン (~2014-15), キロ グラム (2015-16~)	9.2	10.7	12.5	3.6	7,585	4,827	5,303	12,563	3,999	10,177	8,193	12,043	9,135
	稚ウナギ(クロコ)														
合計															
ニホンウナギ以外の種のウナギ	シラスウナギ	トン (~2014-15), キロ グラム (2015-16~)	9.2	10.7	12.5	3.6	7,585	4,827	5,303	12,563	3,999	10,177	8,193	12,043	9,135
	稚ウナギ(クロコ)														
合計															
総合計		トン (~2014-15), キロ グラム	9.2	10.7	12.5	3.6	7,585	4,827	5,303	12,563	3,999	10,177	8,193	12,043	9,135

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入量を記入すること。
- ②ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ輸入)はシラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズン(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)とする。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④ウナギ種苗の単位はキログラムとする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*12 ウナギの種別や、シラスウナギと稚ウナギ(クロコ)に分けて統計調査を行っていないため、それらがすべて含まれる統計コードである03.01.92.100(活魚-うなぎ(うなぎ類)-養殖用稚魚)の値を採用。

*13 2023-2024年漁期のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入のデータは、11月1日から3月31日までの値。

様式7: ウナギ及びウナギ製品の輸入

種	タイプ・大きさ	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024(*15)
ニホンウナギ	生きたうなぎ	トン													
	蒲焼き	トン													
ニホンウナギ以外の種のウナギ		トン													
		トン													
合計		トン	19,660.9	18,257.7	20,213.7	31,156.1	31,469.3	32,293.5	33,236.3	31,409.8	34,342.8	42,366.8	38,580.7	33,930.7	8,456.7
ニホンウナギ/ニホンウナギ以外の種のウナギ(*13)	生きたうなぎ	トン	4,677.6	4,789.2	4,781.1	7,066.7	7,276.1	6,815.7	8,812.7	6,733.2	5,441.1	7,034.5	8,267.4	7,402.8	1,890.9
	蒲焼き	トン	14,983.3	13,468.5	15,432.7	24,089.4	24,193.2	25,477.8	24,423.6	24,676.6	28,901.7	35,332.3	30,313.2	26,527.8	6,565.7

【記入上の留意事項】:

①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の輸入量を記入すること。

②ウナギ製品の輸入のタイプ・大きさの例としては、生きたうなぎ、冷凍、冷蔵又は蒲焼きがある。

③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。

④ウナギ製品の単位は可能な限り重量(キログラム又はトン)とする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*14 ウナギの種別に分けて統計調査を行っていないため、それらがすべて包含される統計コードである03.01.92.200(活魚-うなぎ(うなぎ類)-その他)及び1604.17.000(調整又は保存に適した処理をしたもの。キャビア及び魚卵から調整したキャビア代用品-うなぎ)の値を採用。

*15 2024年のウナギ及びウナギ製品の輸入データは、1月1日から3月31日までの値。

様式8: ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出

種	タイプ・サイズ	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2022-23
ニホンウナギ	シラスウナギ(*15)	トン (~2020-21), キログラム (2021-22)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1	20.0	0.0	-
	稚ウナギ(クロコ)(*16)	トン (~2020-21), キログラム (2021-22)	5.7	1.6	6.7	1.3	0.4	0.9	2.6	10.1	23.6	9.1	4818.8	5044.6	-
合計		トン (~2020-21), キログラム (2021-22)	5.7	1.6	6.7	1.3	0.4	0.9	2.6	10.1	23.6	9.2	-	5044.6	-
ニホンウナギ以外の種のウナギ種	シラスウナギ(*15)	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	-	0.0	-
	稚ウナギ(クロコ)(*16)	キログラム	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0	-
合計		キログラム	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0	-

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出量を記入すること。
- ②ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ輸出)はシラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズン(「20XX-XX+1」は、20XX年12月1日から20XX+1年11月30日を意味する)とする。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④単位はキログラムとする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*16 シラスウナギの輸出データは、日本国内の養殖場において一度も飼育されていない、1尾13g以下のうなぎの稚魚の輸出量。2022-23年が最新値。1976年から2021年1月までは1尾13g以下のうなぎの稚魚(シラスウナギ)の輸出を禁止していたため、2011-12から2019-20におけるシラスウナギの輸出データに関する統計情報はない。

*17 稚ウナギ(クロコ)の輸出データは、日本国内の養殖場において飼育されたことのある、1尾13g以下のうなぎの稚魚の輸出量。2022-23年が最新値。

様式9: ウナギ及びウナギ製品の輸出

種	タイプ・大きさ	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024(*19)
ニホンウナギ	生きたうなぎ	トン													
	蒲焼き	トン													
ニホンウナギ以外の種のウナギ		トン													
		トン													
合計		トン	31.6	32.1	69.6	59.6	71.0	112.2	66.5	80.4	135.2	85.9	81.2	41	8.4
ニホンウナギ/ニホンウナギ以外の種のウナギ(*17)	生きたうなぎ	トン	10.4	2.2	38.8	20.7	25.8	45.6	7.4	17.8	44.8	17.0	9.3	8.5	1.4
	蒲焼き	トン	21.2	30.0	30.9	38.9	45.2	66.6	59.1	62.6	90.4	68.9	71.9	32.5	7.0

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の輸出量を記入すること。
- ②ウナギ製品の輸出のタイプ・大きさの例としては、生きたうなぎ、冷凍、冷蔵又は蒲焼きがある。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④ウナギ製品の単位は可能な限り重量(キログラム又はトン)とする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*18 ウナギの種別に分けて統計調査を行っていないため、それらがすべて包含される統計コードは03.01.92.000(活魚-うなぎ(うなぎ類))と、1604.17.000(調整又は保存に適した処理をしたもの。キャビア及び魚卵から調整したキャビア代用品-うなぎ)の値を採用。

*19 2024年のウナギ及びウナギ製品の輸出データは、1月1日から3月31日までの値。

様式10. 自国・地域におけるニホンウナギのシラスウナギ・稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚の平均的な重量及び体長

	単位	漁獲時(*19)	池入れ時(*20)	輸入時(*21)	輸出時(*22)
シラスウナギ	重量(g)	0.2g	-	-	~13g
	体長(cm)	6cm	-	-	-
稚ウナギ(クロコ)	重量(g)	0.2g~13g	-	-	~13g
	体長(cm)	6cm~20cm	-	-	-
ウナギ成魚	重量(g)	300g~	-	-	-
	体長(cm)	50cm~	-	-	-

【記入上の留意事項】:

- ①シラスウナギ、ウナギ稚魚及びウナギ成魚別の重量及び全長を入力すること。
- ②データは平均値や一定範囲の値(例:○○~○○)を入力することができる。平均値を入力できる場合は、①の平均重量及び体長の数値が、生物学的な基準又は行政上の基準又は業界団体等からの聞き取り等による数字であることをメンバーのコメントに明記すること。
- ③ 該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力する。
- ④「体長」とは吻端から尾骨の後縁までの長さをいう。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*20 重量と全長の実測値に基づく、発育期ごとの漁獲時の推定値

*21 池入れ時の重量及び全長の情報は無い。

*22 輸入時の重量及び全長の情報は無い。

*23 輸出貿易管理令で定めている「うなぎの稚魚」については重量で管理しているため、全長に関する統計情報は無い。

●データの出典・収集又は算出方法(※様式1から様式10に記入したデータの出典等について記入。)

1. シラスウナギの漁獲量	内水面漁業の振興に関する法律に基づき農林水産大臣の許可を受けたウナギ養殖業者から報告されたシラスウナギの池入数量から、シラスウナギの輸入数量(各漁期の値を貿易統計から算出)を引いて漁期(前年の11月から5月)毎に算出。
2. 稚ウナギ(クロコ)の漁獲量	—
3. ウナギ成魚の漁獲量	農林水産省が編さん・刊行した「漁業・養殖業生産統計」から引用したデータ。この統計のデータには、主要河川及び湖沼の漁協と全国の養殖業者に対する、漁獲・養殖生産についての質問表に由来の値が含まれる。
4. シラスウナギに対する漁獲努力量	シラスウナギに対する漁獲努力量の指標は、許可発給の権限を有する各都府県から得られた許可数の合計。
5. 稚ウナギ(クロコ)に対する漁獲努力量	—
6. ウナギ成魚に対する漁獲努力量	—
7. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の養殖池への池入れ量	内水面漁業の振興に関する法律に基づき農林水産大臣の許可を受けたウナギ養殖業者からの報告に基づき記載。国産種苗については、内水面漁業の振興に関する法律に基づき農林水産大臣の許可を受けたウナギ養殖業者から報告された池入数量から貿易統計から算出した輸入数量を差し引いた値。輸入種苗については、各漁期の値を貿易統計から算出。
8. ウナギの養殖生産量	農林水産省が編さん・刊行した「漁業・養殖業生産統計」から引用。
9. ニホンウナギ養殖産業の規模	養殖産業の規模の指標は、ウナギ養殖業の経営体数。2013年のデータについては、5年毎に農林水産省が公表している「漁業センサス」から引用。2015年以降のデータについては、2015年に施行された内水面漁業の振興に関する法律に基づき農林水産大臣の許可を受けたニホンウナギ養殖業者の数。
10. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入	財務省が編さん・刊行した「貿易統計」から引用したデータ。統計コードは03.01.92.100(活魚-うなぎ(うなぎ類)-養殖用稚魚)。
11. ウナギ及びウナギ製品の輸入	財務省が編さん・刊行した「貿易統計」から引用したデータ。統計コードは03.01.92.200(活魚-うなぎ(うなぎ類)-その他)と、1604.17.000(調整又は保存に適した処理をしたもの。キャビア及び魚卵から調整したキャビア代用品-うなぎ)。蒲焼きの量は、調整品の量を0.6で割り、原魚体重として算出。
12. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出	輸出業者から提出された、うなぎ稚魚の尾数又は重量の輸出実績報告書及び通関実績から引用。
13. ウナギ及びウナギ製品の輸出	財務省が編さん・刊行した「貿易統計」から引用したデータ。統計コードは03.01.92.000(活魚-うなぎ(うなぎ類))と、1604.17.000(調整又は保存に適した処理をしたもの。キャビア及び魚卵から調整したキャビア代用品-うなぎ)。蒲焼きの量は、調整品の量を0.6で割り、原魚体重として算出。
14. ニホンウナギの平均的な重量及び体長	シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ)の輸出時の重量は、輸出貿易管理令で定めている値から引用。シラスウナギ・稚ウナギ(クロコ)・成魚の重量及び全長は、重量と全長の実測値に基づき、発育期ごとに推定。

韓国(仮訳)

様式1: ニホンウナギの漁獲量(天然水域から採捕したものに限る。)

項目	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24
シラスウナギの漁獲量	キログラム	1,530	1,002	5,489	4,725	1,830	2,717	973	649	4,500	3,228	2,512	2,165	1,330
稚ウナギ(クロコ)の漁獲量	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウナギ成魚の漁獲量	キログラムまたはトン	102	73	80	85	70	48	56	60	59	84	9	55	-

【記入上の留意事項】:

- ①シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚別の漁獲量を記入すること。
 - ②シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)の単位はキログラム、ウナギ成魚の単位はトンとする。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④シラスウナギ及び稚ウナギに関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギの漁獲量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。ウナギ成魚のデータの対象期間は西暦とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

様式2: ニホンウナギの漁獲努力量(*1)

項目	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24
シラスウナギに対する漁獲努力量	許可数(又は漁業者数、漁船数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
稚ウナギ(クロコ)に対する漁獲努力量	許可数(又は漁業者数、漁船数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウナギ成魚に対する漁獲努力量	許可数(又は漁業者数、漁船数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【記入上の留意事項】:

- ①シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚別の漁獲努力量を記入すること。
- ②漁獲努力量の単位の例としては、許可数、漁業者数又は漁船隻数がある。各国・地域の法制度に基づき、適正な単位を選択して記入すること。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④シラスウナギ及び稚ウナギに関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギの漁獲努力量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。ウナギ成魚データの対象期間は西暦とする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*1 許可数の管理を行っていないため、関連データはない。

様式3:ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の養殖池への池入れ量

種	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24
ニホンウナギ	キログラム	3,595	2,992	13,927	6,707	9,380	10,596	5,234	2,524	9,502	8,149	8,185	10,214	7,806
国産種苗	キログラム	1,530	1,002	5,489	4,725	1,830	2,717	973	649	4,500	3,228	2,512	2,165	1,330
輸入種苗	キログラム	2,065	1,990	8,438	1,982	7,550	7,879	4,261	1,875	5,002	4,921	5,673	8,049	6,476
ニホンウナギ以外の種のウナギ	キログラム	5,628	13,987	3,166	5,145	3,004	657	3,690	2,959	692	1,297	1,914	1,987	193
bicolor	キログラム	3,508	5,908	2,668	4,986	2,937	590	3,405	393	542	714	880	588	153
anguilla	キログラム	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
rostrata	キログラム	1,726	5,520	498	159	35	35	168	0	5	8	28	0	0
marmorata	キログラム	294	439	0	0	32	32	117	2,566	145	575	1,006	1,399	40
mossambica	キログラム	25	2,120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	キログラム	9,223	16,979	17,093	11,852	12,384	11,253	8,924	5,483	10,194	9,446	10,099	12,201	7,999

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の池入れ量を記入すること。
 - ②ニホンウナギについては、国産種苗及び輸入種苗別にウナギ種苗の池入れ量を記入すること。
 - ③ただし、「ウナギ種苗の池入れ量」は、各国・地域内の他の養殖池からのウナギ種苗の移転は含まない。
 - ④ウナギ種苗の単位はキログラムとする。
 - ⑤該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ⑥ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ池入れ量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

様式4:ウナギの養殖生産量(*2)

種	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2023-24
ニホンウナギ	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニホンウナギ以外の種のウナギ	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
bicolor	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
anguilla	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
rostrata	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
marmorata	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
mossambica	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	トン	4,259.0	5,149.0	5,631.0	9,009.0	9,836.0	11,095.0	10,530.0	10,885.0	9,724.0	15,678.0	18,131	16,045	2,048

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の養殖生産量を記入すること。
- ②養殖生産量の単位は、可能な限り重量とする(トン)。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④ウナギの養殖生産量データの対象期間は西暦とする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*2 統計法に基づく韓国統計「漁業生産の最近の動向調査」を引用。

様式5:養殖に関するその他のデータ

項目	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2023-24
ニホンウナギ養殖産業の規模	経営体数	524	532	536	564	542	555	558	558	572	616	589	646	646

【記入上の留意事項】:

- ①養殖産業の規模の単位の例としては、経営体数又は養殖池の面積がある。
- ②該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

様式6: ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入(*3)

種	タイプ・大きさ	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24
ニホンウナギ	シラスウナギ	キログラム	2,065	1,990	8,438	1,982	7,550	7,879	4,261	1,875	5,002	4,921	5,673	8,049	6,021
	稚ウナギ(クロコ)	キログラム	0	225	5,605	4,499	2,523	2,309	9,062	8,361	2,077	23,120	8,136	4,406	0
合計		キログラム	2,065	2,215	14,043	6,481	10,073	10,188	13,323	10,236	7,079	28,041	13,809	12,455	6,021
ニホンウナギ以外の種のウナギ	シラスウナギ	キログラム	5,628	13,987	3,166	5,145	3,004	657	3,690	2,959	692	1,297	1,914	1,987	163
	稚ウナギ(クロコ)	キログラム	1,208	37,717	1,842	10,223	19,078	4,751	14,631	12,727	3,601	4,267	981	1,325	834
合計		キログラム	6,836	51,704	5,008	15,368	22,082	5,408	18,321	15,686	4,293	5,564	2,895	3,312	997

【記入上の留意事項】:

①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入量を記入すること。

②ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ輸入)はシラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズン(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)とする。

③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。

④ウナギ種苗の単位はキログラムとする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):*3 シラスウナギ≤0.3g、0.3g<稚ウナギ(クロコ)≤30g、0.3g<稚ウナギ(クロコ(ニホンウナギ))≤15g

様式7: ウナギ及びウナギ製品の輸入(*4)

種	タイプ・大きさ	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2022-23	2023-24
ニホンウナギ/ニホンウナギ以外の種のウナギ	生きたうなぎ	トン	137.7	837.0	1,358.8	799.2	615.9	740.6	1,011.9	574.7	2,539.2	1,337.4	2,891	4,489.0	782.6
	冷凍	トン	26.9	43.2	38.3	26.1	63.7	42.1	71.8	55.5	25.3	25.3	125.6	23.6	0
	冷蔵	トン	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0
	蒲焼き	トン	69.2	66.7	69.6	183.9	308.8	583.9	757.8	784.6	906.9	1,257.3	1,441.3	1,530.9	169
	合計	トン	233.9	946.9	1,466.8	1,009.2	988.4	1,366.6	1,841.8	1,414.8	3,471.4	2,620.0	4,457.9	6,043.5	951.6

【記入上の留意事項】:

①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の輸入量を記入すること。

②ウナギ製品の輸入のタイプ・大きさの例としては、生きたうなぎ、冷凍、冷蔵又は蒲焼きがある。

③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。

④ウナギ製品の単位は可能な限り重量(キログラム又はトン)とする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*4 種別のデータはない。

様式8: ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出

種	タイプ・サイズ	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24
ニホンウナギ/ニホンウナギ以外の種のウナギ(*5)	シラスウナギ(*6)	キログラム	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4,560	3,072	0	1,260	0
	稚ウナギ(クロコ)(*7)	キログラム	0.0	0.0	3,262.0	0.0	138.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
	合計	キログラム	0.0	0.0	3,312.0	0.0	138.0	0.0	0.0	0.0	4,560	3,072	0	1,260	0

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の輸入量を記入すること。
- ②ウナギ製品の輸入のタイプ・大きさの例としては、生きたうなぎ、冷凍、冷蔵又は蒲焼きがある。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④単位はキログラムとする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*5 種別のデータはない。

*6 シラスウナギ(養殖用):0.3g未満

*7 稚ウナギ(クロコ)(養殖用):0.3gから50g

様式9: ウナギ及びウナギ製品の輸出

種	タイプ・大きさ	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2022-23	2023-24
ニホンウナギ/ニホンウナギ以外の種のウナギ(*8)	生きたうなぎ	トン	79.9	2.3	0.1	0.4	0.0	19.4	0.2	0.0	5.2	3.1	0.0	0.0	0
	冷凍	トン	11.1	1.1	0.0	0.1	2.1	23.8	25.2	0.3	1.0	1.0	0.3	1.4	1
	冷蔵	トン	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.6	0.0	0.2	1.0	0.1	0.3	0
	蒲焼き	トン	0.1	7.3	0.3	1.4	3.3	1.1	4.2	5.9	4.7	42.3	89.2	43.2	0
	合計	トン	91.2	10.7	0.4	2.0	5.4	44.3	30.2	6.2	11.1	47.4	89.6	44.9	1

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の輸出量を記入すること。
 - ②ウナギ製品の輸出のタイプ・大きさの例としては、生きたうなぎ、冷凍、冷蔵又は蒲焼きがある。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④ウナギ製品の単位は可能な限り重量(キログラム又はトン)とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する.):
 *8 種別のデータはない。

様式10. 自国・地域におけるニホンウナギのシラスウナギ・稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚の平均的な重量及び体長

	単位	漁獲時(*9)	池入れ時(*9)	輸入時	輸出時
シラスウナギ	重量(g)	0.2g	0.2g	<0.3g	<0.3g
	体長(cm)	5~7cm	5~7cm		
稚ウナギ(クロコ)	重量(g)	0.3g~199g		0.3g<稚ウナギ<=50g	0.3g<稚ウナギ<=50g
	体長(cm)	8~59cm			
ウナギ成魚	重量(g)	above 200g			
	体長(cm)	above 60cm			

【記入上の留意事項】:

①シラスウナギ、ウナギ稚魚及びウナギ成魚別の重量及び全長を入力すること。

②データは平均値や一定範囲の値(例:〇〇~〇〇)を入力することができる。平均値を入力できる場合は、①の平均重量及び体長の数値が、生物学的な基準又は行政上の基準又は業界団体等からの聞き取り等による数字であることをメンバーからのコメントに明記すること。

③ 該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力する。

④「体長」とは吻端から尾骨の後縁までの長さをいう。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*9 データは養鰻水協から提出された統計によるものであり、法的根拠はない。

●データの出典・収集又は算出方法(※様式1から様式10に記入したデータの出典等について記入。)

1. シラスウナギの漁獲量	養鰻水協及び韓国海事機関漁業モニタリングセンターのデータ
2. 稚ウナギ(クロコ)の漁獲量	該当なし
3. ウナギ成魚の漁獲量	韓国統計「漁業生産の最近の動向調査」
4. シラスウナギに対する漁獲努力量	該当なし
5. 稚ウナギ(クロコ)に対する漁獲努力量	該当なし
6. ウナギ成魚に対する漁獲努力量	該当なし
7. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の養殖池への池入れ量	養鰻水協及び韓国海事機関漁業モニタリングセンターのデータ
8. ウナギの養殖生産量	韓国統計「漁業生産の最近の動向調査」(種別の管理は行っていない)
9. ニホンウナギ養殖産業の規模	地方行政区
10. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入	国立水産物品質管理サービス
11. ウナギ及びウナギ製品の輸入	水産情報ポータルシステム(www.fips.go.kr)
12. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出	水産情報ポータルシステム(www.fips.go.kr)
13. ウナギ及びウナギ製品の輸出	水産情報ポータルシステム(www.fips.go.kr)
14. ニホンウナギの平均的な重量及び体長	養鰻水協及び韓国海事機関漁業モニタリングセンターのデータ

チャイニーズ・タイペイ(仮訳)

様式1:ニホンウナギの漁獲量(天然水域から採捕したものに限る。)

項目	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24(*1)
シラスウナギの漁獲量	キログラム	1,912	960	8,250	1,100	3,060	4,500	1,100	2,751	5,244	6,005	1,607	1,850	1,300
稚ウナギ(クロコ)の漁獲量(*2)	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウナギ成魚の漁獲量(*2)	キログラムまたはトン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【記入上の留意事項】:

- ①シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚別の漁獲量を記入すること。
 - ②シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)の単位はキログラム、ウナギ成魚の単位はトンとする。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④シラスウナギ及び稚ウナギに関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギの漁獲量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。ウナギ成魚のデータの対象期間は西暦とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
 *1 2023-2024年漁期のシラスウナギの漁獲量のデータは、速報値。
 *2 チャイニーズ・タイペイには稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚の漁獲量のデータに関する統計はない。

様式2:ニホンウナギの漁獲努力量

項目	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24
シラスウナギに対する漁獲努力量	許可数	-	213	232	250	245	251	272	311	363	374	364	322	301
稚ウナギ(クロコ)に対する漁獲努力量(*3)	許可数(漁業者数又は漁船隻数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウナギ成魚に対する漁獲努力量(*3)	許可数(漁業者数又は漁船隻数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【記入上の留意事項】:

- ①シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚別の漁獲努力量を記入すること。
 - ②漁獲努力量の単位の例としては、許可数、漁業者数又は漁船隻数がある。各国・地域の法制度に基づき、適正な単位を選択して記入すること。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④シラスウナギ及び稚ウナギに関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギの漁獲努力量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。ウナギ成魚データの対象期間は西暦とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
 *3 チャイニーズ・タイペイには稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚に対する漁獲努力量のデータに関する統計はない。

様式3:ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の養殖池への池入れ量(*4)

種	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24(*5)
ニホンウナギ	キログラム	2,210	1,510	12,500	2,800	3,600	7,300	1,030	834	8,144	4,558	887	776	82
国産種苗	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸入種苗	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニホンウナギ以外の種のウナギ	キログラム	5,500	10,000	1,450	200	80	100	50	141	124	114	70	52	0
bicolor	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
anguilla	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
rostrata	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
marmorata	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
mossambica	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	キログラム	7,710	11,510	13,950	3,000	3,680	7,400	1,080	975	8,267	4,672	957	828	82

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の池入れ量を記入すること。
 - ②ニホンウナギについては、国産種苗及び輸入種苗別にウナギ種苗の池入れ量を記入すること。
 - ③ただし、「ウナギ種苗の池入れ量」は、各国・地域内の他の養殖池からのウナギ種苗の移転は含まない。
 - ④ウナギ種苗の単位はキログラムとする。
 - ⑤該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ⑥ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ池入れ量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
- *4 チャイニーズ・タイペイのウナギ養殖産業は複数の飼育段階や種苗の保管期間が長いなど特徴的であるため、合算値を入力。
- *5 2023-2024年漁期の池入れ量データは11月1日から4月12日までの速報値。

様式4:ウナギの養殖生産量(*6)

種	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023(*7)	2024
ニホンウナギ	トン	2,244	1,500	1,675	5,187	4,658	3,665	4,204	3,521	1,693	5,044	3,471	2,664	-
ニホンウナギ以外の種のウナギ	トン	-	404	228	394	154	81	106	142	155	219	152	46	-
bicolor	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
anguilla	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
rostrata	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
marmorata	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
mossambica	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	トン	2,244	1,904	1,903	5,581	4,812	3,746	4,310	3,663	1,848	5,263	3,623	2,710	-

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の養殖生産量を記入すること。
- ②養殖生産量の単位は、可能な限り重量とする(トン)。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④ウナギの養殖生産量データの対象期間は西暦とする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*6 チャイニーズ・タイペイのウナギの養殖生産統計は「ニホンウナギ」と「ニホンウナギ以外の種のウナギ」に分けて地方行政区によって報告されるため、合算値を入力。

*7 2023年のウナギの養殖生産量のデータは速報値。

様式5:養殖に関するその他のデータ

項目	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023(*8)	2024
ニホンウナギ養殖産業の規模	養殖場の面積(ヘクタール)	449	305	456	391	392	409	341	241	317	391	330	284	-

【記入上の留意事項】:

- ①養殖産業の規模の単位の例としては、経営体数又は養殖池の面積がある。
- ②該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*8 2023年の養殖場の面積(ヘクタール)は速報値。

様式6: ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入(*9)

種	タイプ・大きさ	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24(*10)
ニホンウナギ	シラスウナギ	キログラム	1,319	664	2,044	631	352	688	2,270	127	2,232	518	433	423	56
	稚ウナギ(クロコ)	キログラム	508	708	4,286	60	764	1,950	91	55	7,853	1,273	563	536	-
合計		キログラム	1,827	1,372	6,330	691	1,116	2,638	2,361	182	10,085	1,791	996	959	56
ニホンウナギ以外の種のウナギ(*11)	シラスウナギ	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	稚ウナギ(クロコ)	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入量を記入すること。
 - ②ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ輸入)はシラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズン(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)とする。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④ウナギ種苗の単位はキログラムとする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
 *9 CCC(輸出入品分類)コードは、3019220109(シラスウナギ(1kgに5,000尾以上))、3019220207(うなぎ稚魚(1kgに501-5000尾))及び3019220305(若齢うなぎ(1kgに11-500尾))。
 *10 2023-2024漁期のウナギ種苗の輸入データは1月1日から3月31日までの値。
 *11 財政部関務署の統計及びCCC(輸出入品分類)コードによると「ニホンウナギ以外の種のウナギ」の統計はない。

様式7: ウナギ及びウナギ製品の輸入(*12)

種	タイプ・大きさ	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024(*13)
ニホンウナギ	生きたうなぎ	トン	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	蒲焼き	トン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	6.5	0.0	0.0	188.6	37.7	1.0	0.4	0.0
ニホンウナギ以外の種のウナギ(*14)	生きたうなぎ	トン	10.7	7.7	28.3	4.5	0.6	3.3	2.2	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		トン	11.0	7.7	28.3	4.5	0.9	14.1	2.2	4.2	314.3	62.9	1.7	0.6	0

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の輸入量を記入すること。
 - ②ウナギ製品の輸入のタイプ・大きさの例としては、生きたうなぎ、冷凍、冷蔵又は蒲焼きがある。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④ウナギ製品の単位は可能な限り重量(キログラム又はトン)とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
 *12 2016年以来、台湾は商品貿易統計に保税倉庫、物資総合管理センター、自由貿易地域を含む一般貿易システムを採用している。
 *13 2024年のウナギ及びウナギ製品の輸入データは1月1日から3月31日までの値。
 *14 財政部関務署の統計及びCCC(輸出入品分類)コードによると「ニホンウナギ以外の種のウナギ」の「蒲焼き」の統計はない。

様式8: ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出(*15)

種	タイプ・サイズ	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24(*16)
ニホンウナギ	シラスウナギ	キログラム	869	93	150	0	0	0	830	0	0	228	168	0	0
	稚ウナギ(クロコ)	キログラム	399	21	10	0	101	0	2,886	68	1,062	5,390	974	991	0
合計		キログラム	1,268	114	160	0	101	0	3,716	68	1,062	5,618	1,142	991	0
ニホンウナギ以外の種のウナギ(*17)	シラスウナギ	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	稚ウナギ(クロコ)	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出量を記入すること。
- ②ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ輸入)はシラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズン(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)とする。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④単位はキログラムとする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*15 CCC(輸出入品分類)コードは、3019220109(シラスウナギ(1kgに5,000尾以上))、3019220207(うなぎ稚魚(1kgに501-5000尾))及び3019220305(若齢うなぎ(1kgに11-500尾))。

*16 2023-2024年のウナギ種苗の輸出データは1月1日から3月31日までの値。

*17 財政部関務署の統計及びCCC(輸出入品分類)コードによると「ニホンウナギ以外の種のウナギ」の統計はない。

様式9: ウナギ及びウナギ製品の輸出

種	タイプ・大きさ	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024(*18)
ニホンウナギ	生きたうなぎ	トン	1,362.7	866.8	891.6	2845.1	2544.4	2030.4	2396.4	1862.3	1009.1	1417.3	1654.1	954.5	146.9
	蒲焼き	トン	370.9	176.0	153.4	561.7	230.2	135.3	162.8	94.4	56.7	449.3	132.3	107.2	30.8
ニホンウナギ以外の種のウナギ	生きたうなぎ	トン	95.0	18.6	19.8	13.6	0.0	18.1	48.0	12.9	0.0	0.0	-	0.0	0.0
	蒲焼き(*19)	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		トン	1,828.6	1,061.4	1,064.8	3,420.4	2,774.6	2,183.8	2,607.2	1,969.7	1,065.9	1,866.6	1,786.4	1,061.7	177.7

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の輸出量を記入すること。
- ②ウナギ製品の輸出のタイプ・大きさの例としては、生きたうなぎ、冷凍、冷蔵又は蒲焼きがある。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④ウナギ製品の単位は可能な限り重量(キログラム又はトン)とする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*18 2022年のウナギ及びウナギ製品の輸出データは1月1日から5月31日までの値。

*19 財政部関務署の統計及びCCC(輸出入品分類)コードによると「ニホンウナギ以外の種のウナギ」の「蒲焼き」の統計はない。

様式10. 自国・地域におけるニホンウナギのシラスウナギ・稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚の平均的な重量及び体長(*20,21)

	単位	漁獲時	池入れ時	輸入時	輸出時
シラスウナギ	重量(g)	-	-	-	-
	体長(cm)	-	-	-	-
稚ウナギ(クロコ)	重量(g)	-	-	-	-
	体長(cm)	-	-	-	-
ウナギ成魚	重量(g)	-	-	-	-
	体長(cm)	-	-	-	-

【Notes】:

①シラスウナギ、ウナギ稚魚及びウナギ成魚別の重量及び全長を入力すること。

②データは平均値や一定範囲の値(例: ○○～○○)を入力することができる。平均値を入力できる場合は、①の平均重量及び体長の数値が、生物学的な基準又は行政上の基準又は業界団体等からの聞き取り等による数字であることをメンバーからのコメントに明記すること。

③ 該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力する。

④「体長」とは吻端から尾骨の後縁までの長さをいう。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*20 チャイニーズ・タイペイのウナギ養殖産業は複数の飼育段階や種苗の保管期間が長いなど特徴的であるため、平均重量及び体長の統計はない。

*21 財政部関務署の統計によると、CCC(輸出入品分類)コードは、3019220109(シラスウナギ(1kgに5,000尾以上))、3019220207(うなぎ稚魚(1kgに501-5000尾))及び3019220305(若齢うなぎ(1kgに11-500尾))。

●データの出典・収集又は算出方法(※様式1から様式10に記入したデータの出典等について記入。)

1. シラスウナギの漁獲量	シラスウナギの漁獲量のデータは、漁業統計年鑑に由来する。漁会を通して地方行政区がデータを収集し、漁期毎に漁業署へ報告する。不合理な点があった場合、漁業署は地方行政区へ再点検・再確認を依頼する。その他、種(うなぎ類)のうち大多数はニホンウナギであるが、少数のその他のうなぎ類が含まれる可能性がある。 シラスウナギの漁獲量データの原単位は尾数であり、5,000尾/Kgにて重量換算している。その他、漁期は2011年に導入された。原データの条件を遡って調べることは困難なため、合理的なデータのみを記載する。2013年のデータは推定値であり、確定後に修正する。
2. 稚ウナギ(クロコ)の漁獲量	チャイニーズ・タイペイには稚ウナギ(クロコ)の漁獲量のデータに関する統計はない。
3. ウナギ成魚の漁獲量	チャイニーズ・タイペイにはウナギ成魚の漁獲量のデータに関する統計はない。
4. シラスウナギに対する漁獲努力量	シラスウナギを捕ることを許可された漁船の隻数。
5. 稚ウナギ(クロコ)に対する漁獲努力量	チャイニーズ・タイペイには稚ウナギ(クロコ)に対する漁獲努力量のデータに関する統計はない。
6. ウナギ成魚に対する漁獲努力量	チャイニーズ・タイペイにはウナギ成魚に対する漁獲努力量のデータに関する統計はない。
7. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の養殖池への池入れ量	ニホンウナギ及びその他のうなぎのデータは、台湾区鰻魚発展基金会在、会員からの池入れ量の報告に基づき取りまとめたもの。
8. ウナギの養殖生産量	養殖統計は地方自治体から報告のあったニホンウナギとその他ウナギ種の2つに分類されるため、合計値で示される。
9. ニホンウナギ養殖産業の規模	養殖産業の規模は養殖面積(ヘクタール)で示す。養殖面積のデータは、漁業統計年鑑に由来する。市町村事務所による口頭調査を通して地方行政区がデータを収集し、漁期毎に漁業署へ報告する。不合理な点があった場合、漁業署は地方行政区へ再点検・再確認を依頼する。2013年のデータは推定値であり、確定後に修正する。
10. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入	輸入データは財政部関務署の統計に由来する。CCC(輸出入品分類)コードは、3019220109(シラスウナギ(1kgに5,000尾以上))、3019220207(うなぎ稚魚(1kgに501-5000尾))及び3019220305(若齢うなぎ(1kgに11-500尾))。
11. ウナギ及びウナギ製品の輸入	輸出データは財政部関務署の統計に由来する。CCC(輸出入品分類)コードは、03019210101(生きたニホンウナギ)、16041700125(うなぎ蒲焼き)、16041700116(うなぎ調製品)、03019210904(うなぎ類)、03019210307(オーストラリアウナギ)及び03019210209(マルモラータ)である。なお、2013年以降、CCCコードのうなぎ調整品は16041700116へ、うなぎ蒲焼きは16041700125へ変更された。
12. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出	輸出データは財政部関務署の統計に由来する。CCC(輸出入品分類)コードは、3019220109(シラスウナギ(1kgに5,000尾以上))、3019220207(うなぎ稚魚(1kgに501-5000尾))及び3019220305(若齢うなぎ(1kgに11-500尾))。

13. ウナギ及びウナギ製品の輸出	輸出データは財政部関務署の統計に由来する。CCC(輸出入品分類)コードは、03019210101(生きたニホンウナギ)、16041700125(うなぎ蒲焼き)16041700116(うなぎ調整品)、03019210904(うなぎ類)、03019210307(オーストラリアウナギ)及び03019210209(マルモラータ)である。なお、2013年以降、CCCコードのうなぎ調整品は16041700116へ、うなぎ蒲焼きは16041700125へ変更された。
14. ニホンウナギの平均的な重量及び体長	輸出データは財政部関務署の統計に由来する。CCC(輸出入品分類)コードは、3019220109(シラスウナギ(1kgに5,000尾以上))、3019220207(うなぎ稚魚(1kgに501-5000尾))及び3019220305(若齢うなぎ(1kgに11-500尾))。

中国(仮訳)

ウナギ養殖業		概要
ウナギ養殖業の条件	自由 / 許可など必要	
許可などの根拠	法律 / その他	中華人民共和国農業省法令「干潟及び水域における養殖の管理及び許可発給に関する措置」
管理主体	水産庁	
上記制限の内容		
① 許可数上限	全体 / 地域別 / 無	許可対象: 業者、 養殖場 、その他() データなし 許可件数:
② 施設規模上限	有 / 無	
③ ニホンウナギの池入れ量上限	全体 / 地域別 / 個別 / 無	科学者会合による科学的助言を可能な限り考慮した上で、将来の非公式協議において補足的な措置を含め検討する。
④ ニホンウナギ以外の種のウナギの池入れ量上限	全体 / 地域別 / 個別 / 無	科学者会合による科学的助言を可能な限り考慮したうえで、将来の非公式協議において補足的な措置を含め検討する。
⑤ 池入れサイズ制限	全体 / 地域別 / 無	
⑥ 池入れ期間制限	全体 / 地域別 / 無	
⑦ その他の制限	全体 / 地域別 / 無	
⑧ 池入れ数量の把握・管理主体	地方自治体	シラスウナギの池入れシーズンの終わりに養殖業者から地方自治体に対して池入れ量を報告
⑨ 出荷数量の把握・管理主体	地方自治体	毎年、養殖業者から地方自治体に対して生産量を報告
⑩ 罰則	有 / 無	養殖の禁止
業界による自主的な取組		

シラスウナギ漁		概要
シラスウナギ漁の条件	自由 許可など必要	
許可などの根拠	法律 その他	2022年長江河口の禁漁区及びそれに隣接する水域における稚ウナギの漁獲管理に関する通知
管理主体	地方自治体	
上記制限の内容		許可対象: 個人 、組合、その他(養鰻業者) : 2021年1月1日より、長江の河口水域の稚ウナギの特別漁業許可の発給を終了している。同時に、漁業水域において、2022年のシラスウナギの特別漁業許可の数は2021年を超えないこととし、許可あたりの漁網の数は100を超えないこととし、漁網あたりの網の開口の回数は1を超えないこととするよう取り決めている。
① 許可数上限	全体 地域別 / 無	2021年1月1日より、長江の河口水域の稚ウナギの特別漁業許可の発給を終了している。同時に、漁業水域において、2022年のシラスウナギの特別漁業許可の数は2021年を超えないこととするよう取り決めている。
② 漁法の制限	有 / 無	許可あたりの漁網の数は100を超えないこととし、漁網あたりの網の開口の回数は1を超えないこととするよう取り決めている。
③ 採捕量上限	全体 / 地域別 / 個別 / 無	
④ サイズ制限	全体 / 地域別 / 無	
⑤ 採捕期間制限	全体 / 地域別 / 無	いくつかの沿岸漁業地域では、11月上旬から翌年4月の下旬まで漁獲が可能としている。
⑥ 採捕数量の把握主体	地方自治体	採捕者は地方自治体に採捕データを報告し、地方自治体は農業省漁業局に報告。
⑦ 罰則	有 / 無	罰則: 許可なしで操業した場合: 重大な違反(目合いが2.5cm未満の漁網の使用)に対しては、法律に従って刑事責任が問われ、3年未満の懲役が科される。
業界による自主的な取組		

親ウナギ漁		備考
親ウナギ漁の条件	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 許可など必要	
許可などの根拠	法律／その他	
管理主体	地方自治体	
上記制限の内容	有 <input checked="" type="radio"/> 無	許可などの対象:個人、組合、その他()
① 許可数上限	全体／地域別 <input checked="" type="radio"/> 無	
② 漁法の制限	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
③ 採捕量上限	全体／地域別／個別 <input checked="" type="radio"/> 無	
④ サイズ制限	全体／地域別 <input checked="" type="radio"/> 無	
⑤ 採捕期間制限	全体／地域別 <input checked="" type="radio"/> 無	
⑥ 採捕数量の把握主体		
⑦ 罰則	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
業界による自主的な取組		

その他、特筆すべき資源管理措置がある場合は、以下に記入してください。

日本(仮訳)

ウナギ養殖業		概要
ウナギ養殖業の条件	自由/ 許可など必要	
許可などの根拠	法律 /その他	内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号)平成26年6月27日 内水面漁業の振興に関する法律施行令(政令第324号)平成26年10月1日
管理主体	水産庁	
上記制限の内容		
① 許可数上限	全体 /地域別/無	許可対象:業者(養殖場 、その他()) 許可件数:にほんうなぎ448件、にほんうなぎ以外の種 <u>のうなぎ</u> 103件(2023年11月-2024年10月漁期)(2023年11月1日時点)
② 施設規模上限	有 /無	許可証に記載されている養殖池の総面積の範囲
③ ニホンウナギの池入れ量上限	全体 /地域別/ 個別 /無	ニホンウナギ全体で21.7トンの範囲内(上限)で、養殖業者ごとに上限を設定
④ニホンウナギ以外の種のウナギの池入れ量上限	全体 /地域別/ 個別 /無	ニホンウナギ以外の種のウナギ全体で3.5トンの範囲内(上限)で、養殖業者ごとに上限を設定
⑤ 池入れサイズ制限	全体/地域別/ 無	
⑥ 池入れ期間制限	全体/地域別/ 無	
⑦ その他の制限	全体 /地域別/無	・うなぎ養殖業者が、既養殖うなぎを更に別のうなぎ養殖業者の養殖用に出荷する場合には、必要事項を記載した出荷種類を出荷先に提出しなければならない ・ニホンウナギ以外の種のウナギを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない
⑧ 池入れ数量の把握・管理主体	水産庁	毎月、養殖業者から国に対して池入れ数量を報告(法律に基づく義務)
⑨ 出荷数量の把握・管理主体	水産庁	毎月、養殖業者から国に対して池入れ数量を報告(法律に基づく義務)
⑩ 罰則	有 /無	無許可養殖の罰則:3年以下の懲役又は200万円以下の罰金
業界による自主的な取組		

シラスウナギ漁		概要
シラスウナギ漁の条件	自由 許可など必要	
許可などの根拠	法律 / その他	漁業法(昭和24年法律第267号)及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づく都道府県の漁業調整規則(特別採捕許可)
管理主体	地方自治体	
上記制限の内容		許可対象: 個人 組合 、その他(養鰻業者) 許可件数: 7,320件 採捕従事者: 15,398人(2022-2023年漁期)
① 許可数上限	全体 地域別 / 無	漁協、漁協の組合員、養鰻業者等に限定
② 漁法の制限	有 / 無	各都道府県によって使用できる漁具・漁法を限定
③ 採捕量上限	全体 地域別 個別 / 無	過去の実績、池面積等に応じて採捕量を決定
④ サイズ制限	全体 地域別 / 無	漁業調整規則の体長制限の解除
⑤ 採捕期間制限	全体 地域別 / 無	概ね12月から翌年4月
⑥ 採捕数量の把握主体	地方自治体	採捕者は地方自治体に報告(義務)、地方自治体は国に情報提供(任意)
⑦ 罰則	有 / 無	許可なしで操業した場合は、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金
業界による自主的な取組		

親ウナギ漁		備考
親ウナギ漁の条件	自由 <input checked="" type="checkbox"/> 許可など必要	
許可などの根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 / その他	漁業法(昭和24年法律第267号)及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づく都道府県の漁業調整規則、漁業権行使規則、遊漁規則、委員会指示
管理主体	地方自治体	
上記制限の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / 無	許可などの対象: <input checked="" type="checkbox"/> 個人、組合、その他()
① 許可数上限	全体 / 地域別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
② 漁法の制限	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / 無	各都道府県によって使用できる漁具・漁法を限定
③ 採捕量上限	全体 / 地域別 / 個別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
④ サイズ制限	全体 <input checked="" type="checkbox"/> 地域別 / 無	概ね20～30cmを下限に設定
⑤ 採捕期間制限	全体 <input checked="" type="checkbox"/> 地域別 / 無	各都道府県によって採捕禁止期間を設定(産卵に向かうために河川から海に下る時期である概ね10月～3月)
⑥ 採捕数量の把握主体		
⑦ 罰則	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / 無	罰則: 漁業調整規則(6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金)、委員会指示(1年以下の懲役又は50万以下の罰金)
業界による自主的な取組		2018年7月、全国内水面漁場管理委員会連合会及び全国内水面漁業協同組合連合会は、産卵のために川から海に向かう下りウナギの保存の取組みを全国的に促進する旨の決議を共同採択。

その他、特筆すべき資源管理措置がある場合は、以下に記入してください。

韓国(仮訳)

ウナギ養殖業		概要
ウナギ養殖業の条件	自由/許可など必要	養殖産業開発法43条(養殖の許可)において、うなぎ養殖は許可の対象であると規定(2019年8月27日制定、2020年8月27日に発効)。
許可などの根拠 ※	法律/その他	養殖産業開発法43条(養殖の許可)において、うなぎ養殖は許可の対象であると規定(2019年8月27日制定、2020年8月28日に発効)。
管理主体	海洋漁業省養殖業課内水面漁業チーム	報告先: 地方自治体
上記制限の内容		
① 許可数上限	全体/地域別/無	許可対象: 業者、養殖場、その他(個人) 報告件数: 646件(2023年現在)
② 施設規模上限	有/無	
③ ニホンウナギの池入れ量上限	全体/地域別/個別/無	うなぎ養殖業者で構成される養鰻水協により池入上限を自主規制: ニホンウナギの上限を11.1トンに設定
④ その他のウナギの池入れ量上限	全体/地域別/個別/無	うなぎ養殖業者で構成される養鰻水協により池入上限を自主規制: ニホンウナギ以外のウナギ種全体で上限を14.0トンに設定
⑤ 池入れサイズ制限	全体/地域別/無	1匹あたり0.3グラム以下(水産資源管理法第35条、施行令第18条、施行規則第17条)
⑥ 池入れ期間制限	全体/地域別/無	
⑦ その他の制限	全体/地域別/無	
⑧ 池入れ数量の把握・管理主体	養鰻水協	養鰻水協による養殖場ごとの調査
⑨ 出荷数量の把握・管理主体	養鰻水協	水産物出荷管理支援法(2016年12月2日)及び施行規則(2017年6月)の改正により、ウナギの流通先を指定する法律が発効予定。施行規則第7条第2項(2018年7月2日)。
⑩ 罰則	有/無	<ul style="list-style-type: none"> ・無許可で養殖を営んだ場合の罰則: 500万ウォン以下の罰金 ・池入れ数量制限を超えた場合の罰則: 無 ・指定先で取引しなかった場合の罰則: 2年以下の懲役又は2,000万ウォン以下の罰金
業界による自主的な取組		2014年に合意された「共同声明」の遵守

シラスウナギ漁		概要
シラスウナギ漁の条件	自由 <input checked="" type="checkbox"/> 許可など必要	承認が必要(内水面漁業法、漁業法)
許可などの根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 / その他	漁業法第41条第3項(シラスウナギすくい網漁業)、内水面漁業法第9条(内水面種苗採捕許可) 漁業法(2010年4月23日発効)、内水面漁業法(2000年7月29日発効(承認は、内水面漁業開発促進法(1976年7月9日)以降義務)
管理主体	海洋漁業省養殖産業課内水面漁業チーム	許可主体: 地方自治体
上記制限の内容		許可対象: <input checked="" type="checkbox"/> 個人、組合、その他 許可件数: 517件(シラスウナギだけでなく全ての種苗採捕に係る件数の合計)(2022年時点)
① 許可数上限	全体 / 地域別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
② 漁法の制限	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / 無	シラスウナギすくい網漁業(漁業法施行令第23条)。
③ 採捕量上限	全体 / 地域別 / 個別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
④ サイズ制限	全体 / 地域別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
⑤ 採捕期間制限	全体 / 地域別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
⑥ 採捕数量の把握主体	国及び地方自治体	無許可のシラスウナギ採捕の規制
⑦ 罰則	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / 無	無許可で漁業を営んだ場合の罰則: 1年以下の懲役又は1,000万ウォン以下の罰金
業界による自主的な取組		

親ウナギ漁		備考
親ウナギ漁の条件	自由 <input checked="" type="checkbox"/> 許可など必要	認可が必要
許可などの根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 / その他	内水面漁業法第6、9、11条 内水面漁業法(2000年7月29日)
管理主体	海洋漁業省養殖産業課内水面漁業チーム	承認主体: 地方自治体
上記制限の内容		許可などの対象: <input checked="" type="checkbox"/> 個人、組合、その他() 承認は魚種別ではなく漁法別に発給されるため、正確な数は把握できない。
① 許可数上限	全体 / 地域別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
② 漁法の制限	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / 無	定置網、延縄、築
③ 採捕量上限	全体 / 地域別 / 個別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
④ サイズ制限	<input checked="" type="checkbox"/> 全体 / 地域別 / 無	15cm~45cm
⑤ 採捕期間制限	<input checked="" type="checkbox"/> 全体 / 地域別 / 無	6か月間(10月1日~翌年3月31日)の禁漁
⑥ 採捕数量の把握主体	国及び地方自治体	無許可での親ウナギ採捕の規制
⑦ 罰則	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / 無	無許可で漁業を営んだ場合の罰則: 1年以下の懲役又は1,000万ウォン以下の罰金
業界による自主的な取組		

その他、特筆すべき資源管理措置がある場合は、以下に記入してください。

チャイニーズ・タイペイ(仮訳)

ウナギ養殖業		概要
ウナギ養殖業の条件	自由 <input checked="" type="checkbox"/> 許可など必要	
許可などの根拠 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> その他	ウナギ養殖業池入れ管理規則:2014年11月14日
管理主体	農業部	
上記制限の内容		
① 許可数上限	<input checked="" type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 地域別 <input type="checkbox"/> 無	許可対象:業者、養殖場、 <input checked="" type="checkbox"/> その他(養殖業者) 許可者数: 364件(2023-2024年漁期)
② 施設規模上限	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
③ ニホンウナギの池入れ量上限	<input checked="" type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 地域別 <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> 無	
④ その他のウナギの池入れ量上限	<input checked="" type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 地域別 <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> 無	
⑤ 池入れサイズ制限	全体 <input type="checkbox"/> 地域別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
⑥ 池入れ期間制限	全体 <input type="checkbox"/> 地域別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
⑦ その他の制限	全体 <input type="checkbox"/> 地域別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
⑧ 池入れ数量の把握・管理主体	漁業署 / 地方自治体 / 台湾養鰻業開発財団、地元養鰻業者組合	養鰻業者は池入れ後10日以内に池入れ量を報告する必要がある。
⑨ 出荷数量の把握・管理主体	漁業署 / 地方自治体 / 台湾養鰻業開発財団、地元養鰻業者組合	養鰻業者の生産量は、池入れ量を超えてはならない。
⑩ 罰則	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	無許可養殖の罰則:30,000台湾ドルから150,000台湾ドルの罰金 池入れ数量を超えた場合の罰則:30,000台湾ドルから150,000台湾ドルの罰金
業界による自主的な取組		

シラスウナギ漁		概要
シラスウナギ漁の条件	自由 <input checked="" type="checkbox"/> 許可など必要	シラスウナギの漁獲のほとんどは漁船によるものである。そのため、主な管理措置は漁船に対するものである。所管当局の認可を得た漁船がシラスウナギの漁獲をすることができる。
許可などの根拠 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 / その他	クロコの漁期制限に関する規制(2013年9月9日) 沿岸クロコ漁業に係る指示(2013年11月27日)
管理主体	農業部又は地方自治体	
上記制限の内容		許可などの対象:個人、組合、その他(漁船) 許可件数:301 採捕従事者:301人
① 許可数上限	<input checked="" type="checkbox"/> 全体 / 地域別 / 無	中央または地方自治体によりfishing fry漁業の許可を受けた漁船はシラスウナギの採捕のための袋網やこませ網等の漁具の使用が許可されている(漁業法第6条および第9条)。
② 漁法の制限	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / 無	漁船:袋網、こませ網
③ 採捕量上限	全体 / 地域別 / 個別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
④ サイズ制限	全体 / 地域別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
⑤ 採捕期間制限	<input checked="" type="checkbox"/> 全体 / 地域別 / 無	毎年3月1日から10月31日
⑥ 採捕数量の把握主体	地方自治体及び地元漁業組合	シラスウナギ漁業者は地元漁業組合に漁獲量を報告することが推奨される。
⑦ 罰則	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / 無	禁漁期間中の操業に対する罰則:30,000台湾ドルから150,000台湾ドルの罰金
業界による自主的な取組		

※ 法律や規則の英文がある場合には添付してください。

親ウナギ漁		備考
親ウナギ漁の条件	<input checked="" type="radio"/> 自由 / 許可など必要	
許可などの根拠 ※	法律 <input checked="" type="radio"/> その他	禁漁区・禁漁期に関する規則 制定日又は制定予定日:2013年から
管理主体	地方自治体	
上記制限の内容		
① 許可数上限	全体 / 地域別 <input checked="" type="radio"/> 無	
② 漁法の制限	<input checked="" type="radio"/> 有 無	禁漁区・禁漁期に関する規則の管理措置に基づき、いかなる方法でも水生動物を採捕することは禁じられている。
③ 採捕量上限	全体 / 地域別 <input checked="" type="radio"/> 個別 / 無	
④ サイズ制限	全体 <input checked="" type="radio"/> 地域別 / 無	8cm以上のクロコ
⑤ 採捕期間制限	全体 <input checked="" type="radio"/> 地域別 / 無	禁漁区については周年
⑥ 採捕数量の把握主体	地方自治体	台湾の41河川で若齢ウナギ及び親ウナギの漁獲禁止
⑦ 罰則	<input checked="" type="radio"/> 有 無	禁漁区・禁漁期における操業に対する罰則:30,000台湾ドルから150,000台湾ドルの罰金
業界による自主的な取組		

その他、特筆すべき資源管理措置がある場合は、以下に記入してください。